

優遇金利定期預金

令和2年6月1日現在

1. 商品名	・優遇金利定期預金
2. 預金の種類	・スーパー定期預金S型
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・10万円以上300万円未満 ・期間中お一人様300万円以下 ・1円単位
4. 預入対象者	・個人の方で新規預入10万円以上預入300万円未満
5. 預入期間	・預入期間1年または3年
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利扱いとなります。 ・預入期間1年の場合 スーパー定期S型店頭表示利率の5倍 ・預入期間3年の場合 スーパー定期S型店頭表示利率の10倍 ・満期日以後の利率は、継続日における定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期前に解約する場合は、次の期限前解約利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・預入期間が6カ月未満の場合は、解約日における普通預金利率 ・預入期間が6カ月以上1年未満の場合は、約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合は、約定利率×50% ・預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合は、約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合は、約定利率×70% ・預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合は、約定利率×90%
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 ・紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
13. その他	—
14. 募集期間	令和2年6月1日～令和2年8月14日

期間限定 5